

## 平塚市じんかい車両広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市（以下「市」という。）が管理するじんかい車両（以下「車両」という。）への広告掲載について、平塚市広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の色彩等)

第2条 車両に掲載できる広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれがあるもの
- (4) 都市景観との調和を損なうもの
- (5) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫させるおそれがあるもの

(広告の掲載方法等)

第3条 車両への広告の掲載方法は、別表第1のとおりとする。

2 掲載する看板の材質は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載期間、掲載料金、掲載位置及び掲載内容については、別表第2のとおりとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報ひらつか、市ウェブサイト等を利用して行うものとする。

(広告掲載の申し込み手続き等)

第6条 車両への広告掲載を申し込もうとする者（以下「広告主」という。）は、平塚市じんかい車両広告掲載申込書（第1号様式）に広告案を添付（以下「申込書等」という。）して市長に提出するものとする。この場合、市に納付すべき市税等を完納していなければならない。

2 市長は、前項申込書等が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を平塚市じんかい車両広告掲載決定通知書（第2号様式）により当該広告主に通知するものとする。なお、広告の掲載を決定された広告主は、当該広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

3 広告主は、平塚市屋外広告物条例（平成24年条例第29号）による許可を受けなければならない。

4 市長は、第2項の決定をする場合において、当該決定に係る広告の枠について申込書等を提出したものの数が枠数を超える場合は、当該申込書等を提出したもののうちから抽選により広告を掲載すること

ができるものを決定する。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告主は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括納付しなければならない。

(負担費用等)

第8条 広告の作成費用、車両への掲載費用及び掲載期間終了又は掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により車両塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

(広告掲載の取消)

第9条 市長は、次の各号に該当するときは、第6条第2項の広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 第7条の期日までに広告掲載料を一括して納入しなかったとき

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、平塚市じんかい車両広告掲載取消決定通知書(第3号様式)により、広告主に通知するものとする。

(既納の広告掲載料の不還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告を掲載できなくなったときには、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 広告の材質及び取り付け方法

掲載位置	材質（※）	取り付け方法
側面	アルミ製看板	6か所ボルト締め
後部	ステンレス又はアルミ製の車体	直接貼り付け

※それぞれ特殊フィルムのラッピングを施したものとする。

別表第2（第4条関係）

1 広告の規格及び掲載料金

車種	規格（cm）（縦×横）（掲載位置）	掲載料金（半年）	掲載料金（1年）
公用車（じんかい車）	（40×150）（側面）※	15,000円	29,000円
〃	（40×100）（後部）	14,000円	27,000円

※アルミ看板の実寸であり、実際の有効広告面積と異なる場合がある。

2 広告の掲載期間 広告掲載日（月初1日）から半年又は1年（広告の掲載及び撤去作業に係る期間を含む。）

3 広告の内容 広告主の氏名（法人にあつては名称）、広告主の電話番号を記載すること。

ただし、電話番号を明示できないと市長が認めた場合は、この限りではない。

平塚市じんかい車両広告掲載申込書

<p>(提出先) 平塚市長</p> <p style="text-align: center;">(申込者) 住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号</p> <p style="text-align: center;">F A X</p> <p style="text-align: center;">(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)</p> <p>平塚市車両への広告掲載について、次のとおり申し込みます。</p>	<p>年 月 日</p>	
法人その他団体の概要		
広告の内容 (広告デザイン案を記入)		
掲載希望台数及び期間	車種 <input type="checkbox"/> じんかい車 期間 ( 半 ・ 1 ) 年間 側面 枚 ・ 後部 枚 (計 台分) 規格 40cm× 150cm 枚 ・ 40cm× 100cm 枚	
申込者連絡先	担当部署・氏名	
	電話番号	( )

申込条件

- 1 申込にあたっては、平塚市じんかい車両広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。
- 2 平塚市税の滞納はありません。
- 3 平塚市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

平塚市じんかい車両広告掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

様

平塚市長 氏 名 印

次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します  <input type="checkbox"/> 掲載しません 【理由】
掲載内容	
掲載期間等	掲載枚数 側面 枚 ・ 後部 枚 （計 台分） 広告掲載日より（半 ・ 1 ）年間 年 月 1日から 年 月 日まで
掲載料	円 ※ 同封の納入通知書により、納期限までに指定の場所でお支払ください。

平塚市じんかい車両広告掲載取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

平塚市長 氏 名 印

次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載料が未納 <input type="checkbox"/> 要綱の規程に違反 <input type="checkbox"/> その他
	理由
取消年月日	年 月 日
掲載料	<input type="checkbox"/> 返還なし <input type="checkbox"/> 返還あり <p style="text-align: right;">円</p>